

平成22年9月17日

電気温水器・オール電化の強引な訪問販売にご注意！

電気温水器は、電気を利用して風呂・台所・洗面所などで使うお湯を沸かして給湯するものです。最近では、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（愛称：エコキュート）というものもあり、「夜間電力を利用するので経済的」「環境にやさしい」などが特徴です。

しかし、自宅に販売業者が訪れ電気温水器を契約したが「よく考えると高額だった」「急がされて契約してしまった」などの相談が寄せられています。また、家庭内の熱源を全て電気でまかなうオール電化を勧められ、IH キッチンヒーターなどを一緒に契約し、契約額が高額になるケースもあります。

当センターにおいても、訪問販売で強引に契約を勧めるなど販売方法に問題のあるケースが増加しているため、被害の未然防止の観点から情報提供します。

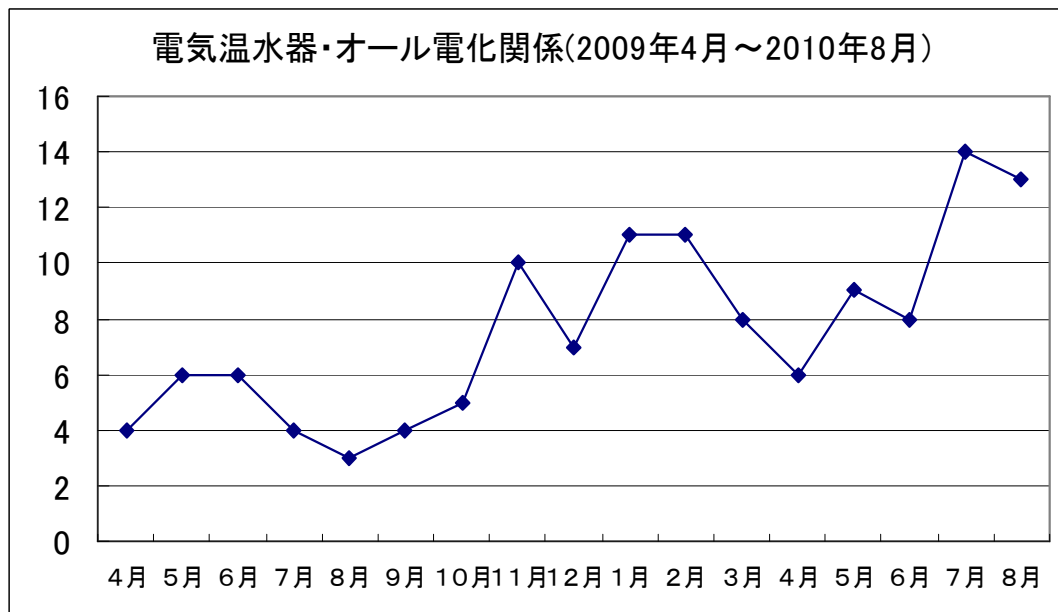
【相談件数】

平成21年度 79件

平成22年度4月～8月 50件

[平成21年4月～8月（23件）と比べて約2.2倍]

[平成21年度の約1.5倍のペース]



【相談事例】

- 電話勧誘後訪問してきた業者にオール電化工事を勧められた。話を聞くだけですぐに決めるつもりはないと言ったが、業者に「そんな事言う人は他にない。」と言われて強引に工事日を決められた。近所の人に聞くと強引で値段も高いなどおかしい点があると言われた。解約したい。業者からは契約書は渡せないと言われた。
- 電力会社の関連会社だと名乗る業者から、「電気料金の見直しでお電話しました。電気代が安くなります。」と電話があったので話を聞くと電気温水器の勧誘だった。後で電力会社に尋ねると、そのような関連会社はないと言われた。
- 訪問を受け、電気温水器を取り付けると、電気代が非常に安くなると説明され契約した。しかし、契約代金が高いし、電力会社に電気代が本当に安くなるのか問合わせをしたが、業者の説明ほど安くない。クーリングオフしたい。
- 電話勧誘がしつこい。同じ業者から毎日のようにかかってくるので迷惑している。

【消費者へのアドバイス】

- ◆訪問販売でその場で契約する前に、他社から見積もりをとったり、周囲と相談をするなど費用についてしっかり比較検討しましょう。
- ◆光熱費が安くなるということを理由に契約をするのであれば、光熱費が安くなる場合の条件についても説明してもらいましょう。
- ◆契約する意思がない場合は、きっぱり断りましょう。
- ◆訪問販売で契約した場合には、工事が終わっていても契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間が経過した場合でも、販売方法に問題がある場合などは契約の取消ができることもあるので、消費生活センターに相談して下さい。

訪問販売のトラブルは、すぐに消費生活相談窓口にご相談して下さい。

和歌山県消費生活センター

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

TEL：073-433-1551

相談受付 平日9:00～17:00、土日10:00～16:00（電話のみ）

和歌山県消費生活センター紀南支所（平日のみ）

田辺市朝日ヶ丘23番1号 和歌山県西牟婁総合庁舎内

TEL：0739-24-0999